

転入届・転出届などの 臨時窓口を開設します

日時：3月25日(日)・4月1日(日) 8:45~17:30

場所：市役所本庁舎、亀田支所

■取扱業務・お問合せ

届けの受付	電話番号	担当課
● 住所異動届(転入(住基・マイナンバーカードによる転入を除く)・転出・転居届等) 印鑑登録申請 戸籍に関する届出(出生・婚姻・離婚等)	☎21-3173	戸籍住民課
住居表示に関する届【本庁舎のみ】	☎21-3121	
● 国民年金の加入・免除等に関する手続き 国民健康保険に関する手続き 後期高齢者医療制度に関する手続き	☎21-3159 ☎21-3150 ☎21-3184	国保年金課
異動の手続き		
● 介護保険被保険者証(住所異動に伴うもの)	☎21-3025	高齢福祉課
● 精神障害者保健福祉手帳 身体障害者手帳・療育手帳 医療助成(重度心身障害者)	☎21-3077 ☎21-3264 ☎21-3187	障がい保健福祉課
● 医療助成(子ども・ひとり親家庭等) 児童手当・児童扶養手当	☎21-3181 ☎21-3267	子育て支援課
証明書等の交付		
● 戸籍・住民票(広域交付を除く)・印鑑登録 母子手帳・出稼労働者手帳 マイナンバーカード 転入学指定書(指定外校への就学希望を除く) 特別永住者証明書【本庁舎のみ】	☎21-3168 ☎21-3173	戸籍住民課
● 納付確認書(国保・後期高齢者医療制度)	☎21-3154	国保年金課
● 税務証明書(所得証明・納税証明など)	☎21-3206	税務室市民税担当
保険料の納付・相談		
● 国保・後期高齢者医療制度【本庁舎のみ】	☎21-3153	国保年金課

身分証明書や添付書類が必要な場合もありますので、詳しいことは事前に担当課へお問合せください。なお、マイナンバーカードによる転入等はできません。

■マイナンバーカードの交付手続き

3月25日(日)と4月1日(日)は午後4時まで、4月2日(月)・3日(火)は午後6時までに窓口へお越しください。(時間延長は本庁舎のみ)

■マイナンバーカードの交付申請後に、まだ交付を受けていない方へ

ご自宅に届いたはがき(個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書)に記載されている交付場所が亀田支所以外の各支所の場合、事前に電話連絡することで臨時窓口の開設日に市役所本庁舎、亀田支所でマイナンバーカードの交付が受けられます。(窓口延長時の本庁舎でも交付します)

▷3月25日(日)の交付を希望する方は、3月16日(金)までに

▷4月1日(日)、2日(月)、3日(火)の交付を希望する方は、3月23日(金)までに、はがきに記載の交付場所へ連絡してください。

4月2日(月)・3日(火)は本庁舎窓口の時間を延長

市役所本庁舎の窓口を午後7時まで時間延長します。(取扱業務は上表の●印です)

住所異動届はお早めに

▷転入届=他の市区町村から函館市に移ってきた日から14日以内
▷転出届=函館市から他の市区町村へ移る前
▷転居届=市内で引っ越しをしてから14日以内
3月23日(金)~4月4日(水)の期間は大変な混雑が予想されます。
特に午前10時頃から午後2時頃までは混み合いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

※届出時は、運転免許証や健康保険証などで本人確認が必要です。また、カードに記載された住所を届出の住所に修正しますので、マイナンバーカード・マイナンバー通知カード・住民基本台帳カードをご持参ください。

お問合せ 戸籍住民課 ☎21-3173

国民健康保険料の決め方が変わります

これまででは、市町村がそれぞれ医療費を推計し国民健康保険料を決定していましたが、4月からは、北海道が道内の医療費を推計し、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し、保険料のもととなる「国保事業費納付金」の額を示し、これをもとに市町村が保険料を決めることとなります。

保険料を決める際は、国保事業費納付金に健康づくりのための事業費などを加算し、そこから国や北海道からの保険料引き下げのための財源を差し引いた金額をもとに算出することになります。30年度の1人当たり平均保険料は、算出方法の変更や財源の確保によって、前年度より引き下がる見込みです。

実際の保険料は、皆さまの所得などの状況を踏まえて、6月に決定しお知らせします。

※国などからの財源は、特定健診の受診率などが反映され、交付金額が決まることとなります。保険料の引き下げのためにも特定健診を受けましょう。

お問合せ 国保年金課 保険料について ☎21-3150
都道府県単位化について ☎21-3147

4月からの入院時食事療養費が変更

国保・後期高齢者医療制度では、4月から住民税課税世帯の方を対象に、入院時の食事代1食あたりの負担額が次のとおり変更になります。

課税世帯(現行)360円⇒(変更後)460円
※住民税非課税世帯の方は現行の金額を据え置き

70歳未満・70歳以上Ⅱ 210円
70歳以上Ⅰ 100円

※課税世帯の方で難病患者・小児慢性特定疾病患者等については据え置きとなります。

お問合せ

国保年金課(国保担当) ☎21-3145
後期高齢者医療担当 ☎21-3184